

審査事務規程の一部改正について（第 12 次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

今回は該当なし

(2) 自動車の型式の指定等関係

- ① 別添 1 試験規程 (TRIAS) について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成 14 年国土交通省告示第 619 号) 等の一部改正に伴う改正を行います。

【新規追加する試験項目 (2 項目)】

TRIAS 17 (2) -R137-01	前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験 (協定規則第 137 号)
TRIAS 18-R137-01	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験 (協定規則第 137 号)

【一部改正する試験項目 (9 項目)】

TRIAS 09-R064-02	応急予備走行装置試験 (協定規則第 64 号)
TRIAS 11-R079-01	かじ取装置試験 (協定規則第 79 号)
TRIAS 12-R013H-02	乗用車の制動装置試験 (協定規則第 13H 号)
TRIAS 12-R078-03	二輪車等の制動装置試験 (協定規則第 78 号)
TRIAS 12-R140-01	横滑り防止装置試験 (協定規則第 140 号)
TRIAS 20-J027-01	内装材料の難燃性試験
TRIAS 22 (3) -R016 (3) -03	座席ベルト試験 (協定規則第 16 号 (リマインダ))
TRIAS 30-R41-02	二輪自動車の騒音試験 (協定規則第 41 号)
TRIAS 32-J053-03	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

- ② 別表 2 (外国の試験機関) について、試験項目の追加に係る改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号)
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (平成 29 年 2 月 9 日国土交通省告示第 88 号)
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 (平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 640 号)

3. 施行日

平成 29 年 7 月 1 日

別紙

自交審第272号の2

平成29年6月29日

交通安全環境研究所長 殿

各地方検査部長 殿

各地方事務所長 殿

理 事 長

審査事務規程の一部改正について

審査事務規程（平成28年4月1日規程第2号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、平成29年7月1日以降はこれにより実施されたい。

受理番号 第 19 号
受理日 平成29年7月4日

自交審第 272 号の 4
平成 29 年 6 月 29 日

一般社団法人

日本建設機械施工協会会長 殿

独立行政法人

自動車技術総合機構理事長



審査事務規程の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務規程（平成28年4月1日規程第2号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、別紙により交通安全環境研究所長、各地方検査部長及び各地方事務所長あて通達したので、貴会傘下会員に対して周知方
お願い致します。